

仕様書等に関する質問票への回答

(案件名)

水道料金システム等の再構築及び運用保守業務委託

No.	該当資料名	該当ページ	該当場所 (項番・表題)	質問内容	回答案
1	03_資料2 業務委託設計書1 (調達仕様書)	5	表4-1 調達範囲 2 運用保守	『※コールセンターの通話料は調達対象外(別途契約)とする。』とありますが、今回ご提案する「コールセンター(音声系)」のサービス提供拠点への電話回線の引き込みの調整(費用負担含む)についても、貴局のご担当という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	04_資料2 業務委託設計書2 (要件定義書)	26	3.9.1. 継続性に係る目標値 (3) 大規模災害発生時	大規模災害時の想定として『通信インフラが被災しておらず、発災前と同様の通信環境が確保されていることを前提として』とありますが、仮に基盤接続拠点が使用不可となった場合、貴局の運用は完全に停止しますでしょうか。総合基盤接続拠点が被災した場合でも、利用者からの音声の問い合わせのみは対応できるように、お客様拠点に代替のPBXを設置するオプションは必要でしょうか。(その場合、お客様拠点側に災害時転送用の電話回線をご用意いただく必要があります。)	総合基盤接続拠点が使用不可となった場合は、システムの運用は停止することになります。 「総合基盤接続拠点が被災した場合、利用者からの音声の問い合わせのみは対応できるように、当該拠点に代替のPBXを設置するオプション等」については、ご提案の範疇であると考えます。 なお、現行においては、災害時には、システムと切り離して、お客さまからの問い合わせに対応できるようにしています。
3	04_資料2 業務委託設計書2 (要件定義書)	31	3.11.1.1. 本番環境 (4) コールセンター(音声系) 関連	『なお、お客さまセンターから総合基盤接続拠点(データセンター)へのネットワークは既設のネットワークを使用するため、本調達対象外とする。』とありますが、今回の構成では既設のネットワーク上をRTPパケットや音声制御パケットが流れる事になりますが、既設ネットワークではそれらのパケット通信は許容されていますでしょうか。また、許容されている場合、RTPパケットや音声制御パケットを優先する様なL3レベルQoS制御はありますかでしょうか。	お客さまセンターから総合基盤接続拠点(データセンター)への既存のネットワークについては、音声系パケット通信を許容しており、実績があります。 ただし、通信パケット量等に制約がありますので、本調達範囲内でデータ量の抑制等が可能なご提案をしてください。 また、QoS制御レベルについては、契約後協議とします。
4	04_資料2 業務委託設計書2 (要件定義書)	31	3.11.1.1. 本番環境 (4) コールセンター(音声系) 関連	『お客さまセンターにおける利用者(コールセンター要員等)は、専用PC(FAT 端末)から総合基盤接続拠点(データセンター)経由でコールセンター(音声系)を利用する。』とありますが、お客様センターにおける電話の対応は専用PC上のソフトフォンで行う想定で相違ありませんでしょうか。また、お客様センターにおける専用PCのIPアドレスは固定での運用を想定していますが、運用上相違が無いかご確認させてください。	お客さまセンターにおける電話の対応については、「調達仕様書 表4-2 項番1」に記載のとおり、コールセンター(音声系)の機器の一つとして、IP電話機を別途調達するため、IP電話機を前提としてご提案ください。 また、お客さまセンターにおける専用PCのIPアドレスは、基本、固定を想定していますが、ネットワーク構成の見直し等により、IPアドレスを変更することはあり得ます。
5	04_資料2 業務委託設計書2 (要件定義書)	40	3.11.7.2. 専用PC の要件	『受注者は専用PCの設定等(ソフトウェアの導入、OS・ソフトウェアの設定等)を実施すること。』とありますが、マスタPCの設定手順を提供すれば専用PCのクローニングおよび各拠点への端末展開作業について、端末調達事業者にて実施するという想定で認識相違ありませんでしょうか。	ご認識のとおりです。 マスタPCの設定手順をご提供いただければ、専用PCのクローニング及び各拠点の端末展開作業については、今後、別途調達を行う機器のリース業者が実施します。 なお、詳細な役割分担については、契約後に調整します。

No.	該当資料名	該当ページ	該当場所 (項番・表題)	質問内容	回答案
6	04_資料2 業務委託設計書2 (要件定義書)	57	表 3-32 移行対象データ 2 コールセンター	移行対象データとしてコールセンターは対象データが『全て』となっておりますが、通話録音の音声ファイル移行対象データに含まれますでしょうか。 今回ご提案するシステムでは既存とアプリケーションが異なる為、音声ファイルの移行が不可となりますので、既存のシステムを残すもしくはファイルサーバ等一括ダウンロード頂き、お客様の方で一元管理いただく様なご対応が必要となります。	コールセンターの移行対象データについては、通話録音の音声ファイル（1年間分）を含みます。 移行対象データについては、「要件定義書 3.13.11」の要件のとおり、次期システムにおいても利用可能若しくは代替手段をご提案ください。 また、既存のシステムを残すことは考えていません。コールセンター（音声系）及びマイページについては、「要件定義書3.2.1.（2）」に記載のとおり、外部クラウドを想定していますが、ライセンス、ソフトウェア、ハードウェア、データセンター等が必要な場合、それらは本調達の範囲内として受注者の責任において用意してください。音声ファイルを管理するためのファイルサーバ等も含みます。
7	06_資料2 業務委託設計書4 (要件定義書_別紙3)	24/63	4-1-2-2 受付系共通 CTI連携	電話転送先として『お客さまセンター外の当局各部門（内線・外線）』との記載があります。内線への転送が必要な場合、既存PBXと内線接続を行う必要があるため、内線への転送の可否についてご確認させてください。また、内線への転送が必要な場合は、既存PBXとの接続方式（アナログ接続など）をご確認させてください。	電話転送先については、内線への転送は必要です。 PBXとの接続方式（アナログ接続など）については、契約後に調整します。
8	06_資料2 業務委託設計書4 (要件定義書_別紙3)	24/63	4-1-2-2 受付系共通 CTI連携	『引継先のパトライトを点灯すること』とあり、引継先として「4-1-3-20の『受付（自動引継）』」に記載がございますが、パトライトは何台必要になりますでしょうか。	No.69の回答をご参照ください。
9	06_資料2 業務委託設計書4 (要件定義書_別紙3)	31/63	4-2-2 SMS連携	SMS連携の実現の為に、SMSのPushサービスの利用を想定しておりますが、本サービス利用にはインターネット接続（SMSプッシュサービスのURL）が必要となります。 コールセンタ(音声系)のサイトからインターネット接続する為に、『別紙：外部インターフェース一覧』にSMSのPushサービス用の接続を追加し、Azure上のVnet（外部連携用DMZ）を経由したインターネット通信をさせて頂く事は可能でしょうか。	SMS連携については、Azure基盤上のVnet（外部連携用DMZ）を経由したインターネット通信は不可になります。コールセンター（音声系）のサイトから接続することを想定しています。
10	07_資料3 提案書作成要領	2	2 提案書作成の留意事項 (1) カ	『「技術評価項目一覧表」（資料4-2）の提案書項目「5.1_開発・運用実績」については、提案書に元請又は下請としての実績であるかを明記すること』とありますが、下請の実績の場合は、発注者と元請事業者との契約確認および当該業務における元請事業からの商流が判断できる書類（再委託承諾書等）の提出が必要という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
11	09_資料4-2 技術評価項目一覧表		4 業務委託要件 6 運用保守経費の削減方法	『また、提案するシステムが安定稼働した後の1年間の運用保守経費を記載してください。』とありますが、運用保守経費とはSE等の稼働に係る労務費だけでなく、統合基盤を除くクラウドサービス費用、次期システムに必要なソフトウェア保守料、回線利用料等も全て含んだ費用となる認識で相違ないでしょうか。	ご認識のとおりです。 運用保守経費とは、システム運用経費、アプリケーション保守経費、クラウドサービス保守経費、ソフトウェア保守経費、ドキュメント保守経費、改修経費、ソフトウェア使用料、サービス利用料、通信回線料、施設利用等経費、その他運用等経費等、これら全てを含んだものです。

No.	該当資料名	該当ページ	該当場所 (項番・表題)	質問内容	回答案
12	11_資料5 業務委託契約書(システム運用・保守用)	17/17	著作権に関する特約条項 (著作物の譲渡等) 第1条	契約書案に『ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。』と規定されておりますが、成果物のうち、受注者だけでなく第三者が従前から保有する知的財産権についても、権利が留保される理解でよろしいでしょうか。	受注者及び第三者が従前から保有する知的財産権については、本契約書案において、発注者に帰属させる規定は設けていません。一方、成果物の公表や改変等については、契約書案に定める範囲で発注者が行うことができるものとしています。
13	11_資料5 業務委託契約書(システム運用・保守用)	17/17	著作権に関する特約条項 (著作物の譲渡等) 第2条	契約書案に『発注者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、』と規定されておりますが、新規に作成する成果物において、受託者の営業秘密を含むものについては第三者に開示された場合、受託者の事業活動に支障が生じる可能性があるため、不正競争防止法の観点からも公表の事前に、その可否について確認を必須とさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。	当該成果物の公表の可否については、情報公開条例等の関係法令等の定めに基づき判断するため、受託者への確認は行っていません。ただし、必要に応じて、公表前にヒアリング等を行うことがあります。
14	提案書作成要領	2	2 提案書作成の留意事項 (2)提案書の作成時は次の事項に留意すること。	「副本は、・・・入札参加者の商号又は名称が特定できないようにすること。」とありますが、別添資料(工.業務実績を証する契約書等の写し)においても、特定できないようにするのでしょうか。(契約書等の写しにある双方の押印等も該当するのでしょうか。)	副本の別添資料(工.業務実績を証する契約書等の写し)については、押印も含め、入札参加者の商号又は名称を塗りつぶしする等により特定できないようにしてください。
15	入札説明書	5	4 開札までの手続等に関する事項 (10)入札方法等に関する事項 ウ	「代理人が入札をする場合は、入札時に別途委任状を作成し、提出するものとする。」とありますが、この委任状に指定の様式はありますでしょうか。	様式の定めはありません。
16	機能一覧(提案書用)	検針・未収アプリ シート76行目	2-4-12 未納データ送信	・2-2-11をすべて(メモを除く。)行わないと送信できないこと。とありますが、今回の機能一覧内に2-2-11が存在しておりません。2-4-11の認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。ご指摘を踏まえ、「要件定義書 別紙3 機能一覧」及び「機能一覧(提案書用)」の該当箇所を「2-4-11」へ修正しました。 詳細については、「正誤表」をご確認ください。
17	技術評価項目一覧表	-	1 本事業に対する理解度 1提案方針・開発スケジュール等に関する事項	「水道料金システムにおいて、・・・実績(人口50万人以上の都市)を記載してください。」とありますが、副本に都市名を記載するのでしょうか。 (都市名を記載しますと、対応業者が推測可能と思われるため。)	副本については、都市名を記載してください。ただし、入札参加者の商号又は名称は記載しないでください。
18	技術評価項目一覧表	-	5 提案者の概要 1開発・運用実績	「平成28年度以降、・・・案件名、件名、契約先、実施時期、期間等を記載してください。なお、当該実績の記載については、給水人口が50万人以上であることを条件とします。」とありますが、副本に案件名や契約先を記載するのでしょうか。(案件名や契約先を記載しますと、対応業者が推測可能と思われるため。)	副本については、案件名や契約先を記載してください。ただし、入札参加者の商号又は名称は記載しないでください。
19	業務委託設計書2	13	3.2.1. システム方式についての全体方針	統合基盤外に構築するコールセンター(音声系)及びマイページの利用料については、毎月利用料精算を実施頂く認識でよろしいでしょうか。	統合基盤外に構築するコールセンター(音声系)及びマイページの利用料については、毎月精算はしませんので、年間の運用保守費用に含めてください。

No.	該当資料名	該当ページ	該当場所 (項番・表題)	質問内容	回答案
20	業務委託設計書2	13	3.2.1. システム方式についての全体方針	大阪市水道局情報システム統合基盤の統合基盤で利用可能な共通基盤サービス(監視サービス、ウィルス対策サービス、SOCサービス等)ございましたらご教授願います。	次期水道料金システムは、完全論理分割にする必要があるため、大阪市水道局情報システム統合基盤の共通基盤サービス(監視サービス、ウィルス対策サービス、SOCサービス等)については、利用することができないため、その前提でご提案ください。
21	業務委託設計書2	23	3.3.6. コールセンターの電話回線・電話機数	利用する電話番号の数と番号帯をご教授願います。	現在、お客さまセンターシステムで利用している電話番号の数は13となります。また、番号帯は06となります。
22	業務委託設計書2	33	3.11.1.1. 本番環境	保守用PCのOS/ソフトウェアライセンスは本調達に含まれる認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
23	業務委託設計書2	35	3.11.4. ソフトウェア構成	専用PCに関するソフトウェアは調達範囲外とする認識でよろしいでしょうか。 (例えばOS、Office、ファイル暗号化ソフト、端末管理ソフト、ウィルス対策ソフト等)	ご認識のとおりです。 専用PCに関するソフトウェアについては、今後、別途調達する機器のリース業者が用意します。
24	業務委託設計書2	40	3.11.7.2. 専用PCの要件	専用PCの設定について、受注者は、専用PCのマスターイメージ作成・クローニング作業(もしくはセットアップ作業)のみを実施とし、各種要件に記載のアプリケーションの導入は、貴局より提供される導入手順に従い、導入を行う認識でよろしいでしょうか。	No.5の回答をご参照ください。
25	業務委託設計書2	41	3.11.7.2. 専用PCの要件 表3-22 専用PCの要件 項番14	「インターネットへのアクセスを禁止すること」とありますが、直前にEntra ID等を使用した認証とアクセス制御を利用する旨の記載があり、その場合は特定通信に絞ってインターネットアクセスを許可する方針と想定できますが、問題ないのでしょうか。(インターネットへのアクセスの禁止は利用者によるWebブラウザによるアクセスの禁止を指していると想定しております。)	「専用PCからインターネットへのアクセスを禁止すること。」が前提になります。「要件定義書 表3-22 項番9」の認証とアクセス制御については、EntraIDを使用することは必須ではありませんので、専用PCからインターネットへのアクセスはできない前提でご提案ください。
26	業務委託設計書2	43	3.11.7.4. 庁内PCの仕様	マイページへのアクセスに使用する庁内PCに関しまして、本調達範囲外の認識でよろしいでしょうか。 (他「専用PC」「専用プリンター」「検針・未収スマホ」「モバイルプリンター」は「別途調達予定」と明記があったため。)	ご認識のとおりです。 ただし、受注者が運用保守に使用する保守用PCについては、本調達の範囲に含まれます。
27	業務委託設計書2	43	3.11.7.5. 検針・未収スマホの要件	検針・未収スマホの設定について、受注者は、検針スマホに対する設定作業(クローニング、個別設定等)は本調達に含まれる認識でよろしいでしょうか。また、その場合、管理ツールおよびウィルス対策等ソフトウェア、そのライセンスも本調達に含まれる認識でよろしいでしょうか。	受注者は、検針・未収スマホのOS・ソフトウェアの設定情報・手順を提供してください。検針・未収スマホのクローニングや機器に係る設定は、別途調達を行う機器のリース業者が行います。 全端末のバージョンアップ等を実施する管理ツール及びウィルス対策ソフトウェア、そのライセンスについては本調達に含んでください。
28	業務委託設計書2	68	3.15.5. 主な運用作業一覧 18 その他業務	サーバ証明書の証明書作成及び証明書購入取得は本調達範囲外の認識でよろしいでしょうか。「サーバ証明書の更新」業務としては、証明書をご連携頂いた後に、証明書更新作業のみを本調達の業務範囲と認識しております。もし証明書取得等が本調達範囲内の場合、認証レベル等の証明書要件をご教授願います。	Azureのサブスクリプションに構築するサーバ(統合基盤上に構築するサーバ)及び統合基盤外のサーバについて、サーバ証明書の作成及び証明書の購入・取得は、本調達の業務範囲に含まれます。 サーバ証明書の認証レベルについては、OV相当以上としてください。

No.	該当資料名	該当ページ	該当場所 (項番・表題)	質問内容	回答案
29	業務委託設計書2	68	3.15.5. 主な運用作業一覧 18 その他業務	現行システムのドメインは継続的に利用可能の認識でよろしいでしょうか。「ドメインの管理」と記載ございますが、現行ドメインの継続利用、レジストリ管理、次期システムへのドメインレコード変更作業は本調達範囲外と認識しており、次期システムへのレコード情報提供業務を「ドメインの管理」業務と認識しております。もし新規ドメイン取得等が本調達範囲内の場合、ドメイン要件をご教授願います。	現行システム（マイページ）のドメイン（mypage-osaka.jp）の継続利用、レジストリ管理、次期システムへのドメインレコード変更作業は原則として、本調達の範囲に含みます。ただし、現行システム側における作業（ドメインの移管手続きなど）は当局において実施します。 現行ドメインの移行及び利用に係る費用のうち、次期システム側の費用（ドメイン移行料、ドメイン更新料など）は本調達に含めてください。現行システム側の費用は本調達の対象外（当局において負担）とします。
30	調達仕様書 (資料2 業務委託設計書1)	12	4.12 会議開催 表6 設計・開発工程で受注者が開催する会議体一覧	表6に記載された会議体は、原則、貴局会議室で開催する旨で相違ないでしょうか。	ご認識のとおりです。 必要に応じてWEB会議等での開催も予定しています。
31	要件定義書 (資料2 業務委託設計書2) 要件定義書_別紙3 機能一覧 (資料2 業務委託設計書4)	1	1.2.1 料金体系	仕様書に「ただし、今後、水道料金の改定や水道料金の計算方法が変更となった場合は、柔軟に対応すること。」との記載がありますが、これは、本調達の契約後本番稼働までに料金改定が行われた場合の作業費も本調達の見積範囲に含むという理解で相違ないでしょうか。	ご認識のとおりです。
32	要件定義書 (資料2 業務委託設計書2)	1	1.2.1 イ 市外分水料金	仕様書に、他市との分水で、場合により隣接他市の料金計算で金額計算が必要と記載があります。これは、分水を行場合に貴市と分水を行う自治体の料金体系による計算が必要との理解で相違ないでしょうか。また、分水を行う自治体の数をご教示いただけないでしょうか。	「要件定義書1.2.1.イ 市外分水料金」に記載している「隣接市側の分水料金の算定方法に合わせて分水料金を設定すること」及びご質問のありました「分水を行う自治体の料金体系による計算」については、本市で別途対応するため、システムによる計算は不要です。 分水を行う自治体の数については7市です。
33	要件定義書 (資料2 業務委託設計書2)	3,4,5	1.2.2 共同住宅関係	検針アプリに送信する検針データは同一グループの検針データが全て送信され、同一グループの検針が完了してはじめて共同住宅としての検針が完了となる認識ですが、同一グループの一部が未検針のまま当日はサーバーヘデータ送信し、翌日以降に該当グループを再度検針する場合、前日までに送信した検針データは検針済の有効データとして検針アプリで動作する前提でよろしいでしょうか。 またその際、検針アプリでは前日までの検針結果を考慮し共同住宅関係の検針を行い同一グループの検針を完了しなければならないのでしょうか。	ご認識のとおりです。 共同住宅については、同一グループの検針が完了することにより、当該共同住宅の検針は完了となります。翌日以降に個別に再検針を行う場合は、前日までの検針済みデータは有効としてください。 またその際は、検針アプリでは前日までの検針結果を考慮して、共同住宅関係の検針を行い、同一グループの検針を完了してください。
34	要件定義書 (資料2 業務委託設計書2)	9	2.4.1 文字要件	JIS X 0213:2012について、対応するモバイルプリンタが限定される恐れがありますが、モバイルプリンタから出力する帳票も対象にしなければいけないでしょうか。	「要件定義書 2.4.1. 文字要件」に記載のとおり、モバイルプリンタから出力する帳票についても、原則として、JISX0213:2012の文字セットに含まれる文字が出力可能であることを要件としています。 なお、モバイルプリンタから出力する帳票において対応する文字の範囲については、別途調達する機器の仕様策定時に受注者と協議のうえ、決定します。
35	要件定義書 (資料2 業務委託設計書2)	14	3.2.1. システム方式についての全体方針	Azure Prepayment により利用可能な Microsoft 管理の PaaS サービスについて、当該サービスが提供する管理下エンドポイントに対し、HTTPS 通信によるシステム連携は可能でしょうか。	PaaSサービスについては、サービス毎の仕様や構成条件により、システム連携の可否が異なりますので、詳細については契約後協議とします。

No.	該当資料名	該当ページ	該当場所 (項番・表題)	質問内容	回答案
36	要件定義書 (資料2 業務委託設計書2)	16	3.3.1. 規模に関する前提条件	移行対象の検討のため、コールセンター（音声系システム）のFAQ件数をご教示ください。	FAQの件数については、約350件です。
37	要件定義書 (資料2 業務委託設計書2)	16	3.3.1 規模に関する前提条件	マイページ及びコールセンターで送信しているSMSの件数をご教示ください。	マイページ及びコールセンターで送信しているSMSの件数については、次のとおりです。 マイページ（平常期）：約6,000件/月（10か月（5月～2月）） マイページ（繁忙期）：約10,000件/月（2か月（3月～4月）） コールセンター（平常期）：約2,000件/月（10か月（5月～2月）） コールセンター（繁忙期）：約3,500件/月（2か月（3月～4月））
38	要件定義書 (資料2 業務委託設計書2)	16	3.3.1. 規模に関する前提条件	移行対象の検討のため、コールセンター（業務系システム）の案件件数をご教示ください。	コールセンター（業務系）の案件件数については、約1,570,000件です。
39	要件定義書 (資料2 業務委託設計書2)	21,22	3.3.5. 利用端末数・プリンター数	PC台数（端末台数）につきまして、表3-8に概算ではありますが、お客さまセンターとして、職員様と委託業者（OP）様向けに85と※に10台程度の記載のため、職員5+オペレータ80+研修10=95台との認識であっておりますでしょうか。	ご認識のとおりです。 ただし、今後の状況よって増減することはあります。
40	要件定義書 (資料2 業務委託設計書2)	23	3.3.6. コールセンターの電話回線・電話機数	電話回線の想定数がございますが、回線契約は、貴局で保有いただくため、数量の調整との認識でよろしいでしょうか。 また、現在利用の回線業者およびサービス名（例：NTT西日本INS1500など）をお教えください。 契約回線のオプション契約をお教えいただくことは可能でしょうか。	ご認識のとおりです。 また、現在利用している回線業者及びサービス名は次のとおりです。 ・NTT西日本ひかり電話オフィスA（エース） （オプション契約）68ch追加 10番号追加 ・NTT西日本INS64 ・NTT西日本アナログ電話回線 （オプション契約）ナンバーディスプレイ、ダイヤルイン番号
41	要件定義書 (資料2 業務委託設計書2)	30	図3-1 本番環境システム構成（想定例）	見積の範囲について確認させていただきます。統合基盤以外のクラウドサービスと接続するネットワークの費用で調達の範囲は、統合基盤接続点と統合基盤以外のクラウドサービス間のみとの理解で相違ないでしょうか。統合基盤接続点と統合基盤の間の費用は貴局でご負担されるとの認識で相違ないでしょうか。	ご認識のとおりです。 統合基盤以外のクラウドサービスから統合基盤接続拠点までのネットワークについては、本調達の範囲に含まれます。 統合基盤接続点から統合基盤間までのネットワークについては、当局において別途、新規に敷設します。統合基盤接続拠点から各拠点間（ルータ）までのネットワークについては、既存のネットワークを使用します。 各拠点のルータ以降のネットワークについては、今後、別途調達を行う機器のリース業者が敷設します。

No.	該当資料名	該当ページ	該当場所 (項番・表題)	質問内容	回答案
42	要件定義書 (資料2 業務委託設計書2)	33	3.11.1.1. 本番環境 (8) 統合基盤接続拠点(データセンター) 関連	「イ 受注者は、統合基盤接続拠点(データセンター)と統合基盤間のネットワーク接続のための統合基盤側のネットワークセグメント(VNet(統合基盤接続拠点接続NW 管理))の設計・設定を行うこと。」と記載がありますが、 統合基盤側のネットワークセグメントの設計・設定を行うには、統合基盤の内部の詳細情報を提示して頂く必要があり、また設計に不備があった場合の責任の分界点が曖昧になるため、統合基盤側のネットワークセグメントの設計・設定は、統合基盤側にご対応いただく必要があるかと考えますがいかがでしょうか。	統合基盤担当課との役割分担については、「調達仕様書 表5 統合基盤担当課との役割分担」に示すとおりです。
43	要件定義書 (資料2 業務委託設計書2)	35	3.11.4. ソフトウェア構成	ウイルススキャンソフトや端末管理ソフトなど、サーバと端末の両方に導入するソフトウェアについて、既定の端末台数分を今回の受注者が見積りに含める形で良いでしょうか。 端末納入業者が準備する形になるでしょうか。	サーバと端末の両方に導入するソフトウェアについて、端末分の費用については本調達の対象外(別途調達する機器のリースの対象)、サーバ分の費用については、本調達の対象になります。
44	要件定義書 (資料2 業務委託設計書2)	38	3.11.6.1. 統合基盤接続拠点(データセンター) 表3-18 統合基盤接続拠点(データセンター)のラックの仕様	ラックに回線の終端装置類を設置するための棚板はデータセンター側でご準備いただけたらと考えてよいでしょうか。 また、ご準備頂きたい棚板の枚数などは、別途調整頂けると考えてよいでしょうか。	データセンターに設置されているラックに棚板の追加が必要な場合は、本調達の対象外になります。また、枚数等については契約後に協議します。
45	要件定義書 (資料2 業務委託設計書2)	40	3.11.7.2. 専用PCの要件 表3-22 専用PCの要件 項番7	専用PCに導入する「ファイル暗号化ソフトウェア」は、どこに格納されているどのようなファイルを暗号化する想定でしょうか。項番10のデータの暗号化と同じものを指していますか。 ファイル暗号化ソフトウェアに対する要件をご教示ください。	専用PC等の格納されているファイル(Excelファイル等)を暗号化する想定です。「要件定義書 表3-22 専用PCの要件 項番10」のデータの暗号化とは別のものを指しています。現行システムでは運用保守用の端末のみ「7-Zip」を使用しています。次期システムのデータの暗号化の詳細については、設計時に協議します。
46	要件定義書 (資料2 業務委託設計書2)	44	3.11.7.5 検針・未収スマホの要件 表3-25 検針・未収スマホの要件	「管理ツール」は表3-1のどの利用者様が利用する想定でしょうか。 あるいは受託業者が利用する想定でしょうか。	管理ツールについては、検針・未収スマホの運用・保守(パッチ適用等)に使用する想定で、当局のシステム担当者及び受注者等が利用する想定です。
47	要件定義書 (資料2 業務委託設計書2)	44	3.11.7.5. 検針・未収スマホの要件 表3-25 検針・未収スマホの要件 項番9	欠番で相違ないでしょうか。	誤植により欠番となっています。ご指摘を踏まえ、「要件定義書 表3-25 検針・未収スマホの要件」の項番を修正しました。 詳細については、「正誤表」をご確認ください。
48	要件定義書 (資料2 業務委託設計書2)	57	3.13.11 移行対象データ 表3-32 移行対象データ	マイページの移行対象となるCSVファイルの総データ量をご教示ください。	現時点のCSVファイルの総データ量は不明です。データ量については、「要件定義書 表3-4 データ量(概算)」及び「要件定義書 表3-5 処理件数(概算)」を参考にしてください。
49	要件定義書 (資料2 業務委託設計書2)	58	3.14.4. 研修の方法	コールセンターの研修は、コールセンター拠点にて実施したく可能でしょうか。(電話着信等が必要と想定しております。) また、準備を含め、実施可能となる時期をご教示ください。	コールセンターの研修は、コールセンター拠点を予定しています。 準備を含め、実施可能となる時期等、詳細については契約後協議とします。

No.	該当資料名	該当ページ	該当場所 (項番・表題)	質問内容	回答案
50	要件定義書_別紙3 機能一覧 (資料2 業務委託設計書4)	-	機能分類 1 水道料金 (オンライン) 機能ID 1-3-6 収納 前受料金整理	<p>前受料金処理に関して以下の定義をご教示願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前受料金の種類と定義 ・未払金の種類と定義 <p>前受料金処理状況の管理とは、画面より運用にて状況を登録・更新するイメージでしょうか。</p> <p>または、一定期間経過や他処理との連携により自動で状況変更を行うものでしょうか。自動で状況変更を行う場合、機能要件に変更契機を明記いただけるようお願いいたします。</p>	<p>前受料金とは、水道料金等の重複収納等が発生した際に、超過料金を翌月以降の水道料金に充当することです。</p> <p>なお、前受料金については、お客さまの転居等により、事業所間で振替することもあります。</p> <p>未払金とは、前受料金のうち、お客さま不明等により還付見込みのないもので、その他未払金に振り替えて時効満了まで管理します。なお、時効により消滅するまでに、お客さまの所在が判明した場合は、前受料金に振り替えて、還付や充当を行います。</p> <p>前受料金処理状況の管理とは、お客さまごとに発生した前受料金の登録から未収金への充当又は還付により、前受料金残高が0円になるまで管理すること、又はその他未払い金の時効が消滅するまで管理することです。</p> <p>なお、一定期間経過や他処理との連携により自動で状況変更については、ご提案の範疇であると考えます。</p>
51	要件定義書_別紙3 機能一覧 (資料2 業務委託設計書4)	-	機能分類 1 水道料金 (オンライン) 機能ID 1-3-6 収納 前受料金整理	<p>「仮消込エラー時点で充当する予定の月の水道料金等（未来の調定を含む。）が未請求の場合、当該月の請求止めができること。」について、仮消込はコンビニ収納の場合を想定していると考えます。</p> <p>コンビニ収納については確定情報を集信するまでは取消情報を受け取る可能性があるため仮消込時点で請求を止めることは判断が早いと考えます。</p> <p>請求を止める場合、本消込時点が適切ではないでしょうか。</p>	<p>本消込時点での判断では請求を止めることができない場合があるため、仮消込エラー時点で請求止めができることが必要です。</p> <p>取消等により本消込とならなかった場合は、請求止め解除等の機能があれば望ましい（ただし、同一請求サイクル内に限る。）ですが、当該機能については、ご提案の範疇であると考えます。</p>
52	要件定義書_別紙3 機能一覧 (資料2 業務委託設計書4)	-	<p>機能分類 1 水道料金 (オンライン) 機能ID 1-4-2 未納整理 未収情報異動</p> <p>機能分類 1-2 水道料金 (バッチ) 機能ID B-1-4-1 未納整理 催告処理</p> <p>機能分類 1-1 水道料金 (オンライン) 帳票ID 1-1-121 未納整理 催告ハガキ発送不要明細</p> <p>機能分類 1-5 水道料金 (新規) 帳票ID 1-5-33 未納整理 督促状</p>	<p>「催告ハガキ」「督促状」「催告納期限」等の記載から、督促業務と催告業務両方が存在するよう見受けられます。</p> <p>督促業務と催告業務の違いについてご教示願います。</p> <p>また、催告処理の中に「督促」の記載もあることからそれぞれの機能要件をご教示願います。</p> <p>督促状発行で新たに設定する納期については、新たな納期については未納の管理全般で使用するものでしょうか。または、時効の判断のみに使用するものでしょうか。</p> <p>未納管理は当初の納期限で管理、督促状の発送により新たに設定した納期は給水停止執行の判断・時効判断に使用と、用途を変えて管理することも可能です。</p> <p>上記の催告業務と督促業務の違いも考慮し「当初納期」「催告納期」「督促納期」の3種類を保持し、それぞれ用途を変えることも可能です。</p> <p>保持する納期の種類とその目的についてご教示願います。</p>	<p>「督促」と「催告」の用語については、現行システムにおける帳票名称等から引用しているものであり、いずれも「未収分のお支払いを促す」という意味で同義としてお読み取りください。</p> <p>納期については、</p> <ul style="list-style-type: none"> (A) 当初納期 (B) 支払いを促す際に再度設定する納期（複数回） (C) 時効判断の基準となる納期の管理（(A)と(B)のいずれに該当するか）等が必要となりますが、詳細は、設計時に決定します。

No.	該当資料名	該当ページ	該当場所 (項番・表題)	質問内容	回答案
53	要件定義書_別紙3 機能一覧 (資料2 業務委託設計書4)	-	機能分類 1 水道料金 (オンライン) 機能ID 1-6-5 検針 検針・未収アプリ取込データ修正 (検針)	倍率エラーとなる場合の水量を見込みで算出する要件がありますが、エラーとして検知させる方式ではなく見込みでそのまま確定させる運用でしょうか。 確認を要する水量と考えるため見込み水量への変換ではなくエラー出力の制御としたほうが誤調定の抑止につながると考えます。	見込み水量とは、「要件定義書 別紙2 用語一覧 No.126」に記載のとおり、倍率エラーを検出するために設ける基準値のことです。倍率エラーが発生した場合はエラーとして検知させてください。 なお、本機能については任意機能としているため、ご提案の範疇であると考えます。
54	要件定義書_別紙3 機能一覧 (資料2 業務委託設計書4)	-	外部インターフェース一覧 項番9 水道料金 財務会計システム連携	要件定義書_別紙1 業務フロー (現行システム) の1.3および2料金更正業務で連携とありますが、財務会計システムと送受信の目的と、想定されている連携データの項目をご教授ください。 また、連携頻度は1回/日で、連携される以外に画面入力が必要となるでしょうか。	財務会計システムとの送受信については、前受料金をお客さまへ還付することを目的としています。想定している連携データは、還付金額、還付先の口座情報等を想定していますが、詳細は設計時に決定します。 連携頻度については、都度若しくは1回/日を想定しており、USBで行います。 連携する以外の画面入力の有無については、ご提案の範疇であると考えます。
55	要件定義書_別紙3 機能一覧 (資料2 業務委託設計書4)	-	機能分類 2 検収・未収アプリ 機能ID 2-1-4 検針 お客様確認	検順番号を入力できることとありますが、入力した検順は次回以降の検針で自動的に反映される処理が必要でしょうか。	入力した検順については、次回以降の検針で自動的に反映する処理は必要です。「要件定義書 別紙3 機能一覧 1-2 水道料金 (バッチ) 機能ID B-1-5-1」をご参照ください。
56	要件定義書_別紙3 機能一覧 (資料2 業務委託設計書4)	-	機能分類 2 検収・未収アプリ 機能ID2-1-5 検針 指示数入力	入力情報に今回(指示数)と再検(指示数)とありますが、これらは別項目として管理する必要があるのでしょうか。	今回(指示数)と再検(指示数)については、別項目として管理する必要があります。
57	要件定義書_別紙3 機能一覧 (資料2 業務委託設計書4)	-	機能分類 2 検収・未収アプリ 機能ID2-1-5 検針 指示数入力	入力情報に取替水量、水量とありますが、これらはどのような場合でも入力が可能とするということでしょうか。	取替水量、水量については、どのような場合でも入力できることが必要になります。詳細は設計時に決定します。
58	要件定義書_別紙3 機能一覧 (資料2 業務委託設計書4)	-	機能分類 2 検収・未収アプリ 機能ID2-1-5 検針 指示数入力	引揚中止栓については年1回検針ができることとありますが、特定月のみ検針端末側で非検針データとして処理するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 なお、引揚中止栓について、年1回の検針月以外の月は、現行ではすべての検針データを持ち出しています。
59	要件定義書_別紙3 機能一覧 (資料2 業務委託設計書4)	-	機能分類 2 検収・未収アプリ 機能ID 2-1-11 検針 送信	操作ログとは検針アプリの操作ログのことで、画面遷移、表示したデータ、画面上ボタン操作、入力項目入力内容、帳票出力、水量・料金計算内容及び結果、処理エラー、送受信結果などを記録したログという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
60	要件定義書_別紙3 機能一覧 (資料2 業務委託設計書4)	-	機能分類 2 検収・未収アプリ 機能ID 2-3-1 中止精算 中止精算入力	中止精算情報を入力できることとありますが、中止精算情報を全て入力できる必要があるのでしょうか。 全てでは無い場合、入力対象項目を教えてくださいませんか。	検針・未収アプリにおいて、全ての中止精算情報を入力できる必要はありませんが、当該アプリで中止精算業務を行うにあたって必要な情報は入力対象になります。詳細は、設計時に決定します。
61	要件定義書_別紙3 機能一覧 (資料2 業務委託設計書4)	-	機能分類 2 検収・未収アプリ 機能ID 2-4-4 未納 入金業務	入金金額(預かり)を入力できることとありますが、一部入金も可能とする必要がありますでしょうか。	入金金額(預かり)の入入については必要ですが、一部入金についてはご提案の範疇であると考えます。
62	要件定義書_別紙3 機能一覧 (資料2 業務委託設計書4)	-	機能分類 2 検収・未収アプリ 機能ID 2-4-4 未納 入金業務	領収証書には出力した機器の管理番号が印字できることとありますが、管理番号は端末毎に個別に設定するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

No.	該当資料名	該当ページ	該当場所 (項番・表題)	質問内容	回答案
63	要件定義書_別紙3 機能一覧 (資料2 業務委託設計書4)	-	機能分類 2 検収・未収アプリ 機能ID 2-4-13 未納 領収書番号修正	領収書番号とは通し番号のような番号ということによろしいでしょうか。 差し支えなければ想定されている番号の仕様をご教示ください。 また、修正機能についてはどのような権限の方が操作される想定でしょうか。	領収書番号とは領収書を管理するために付番する一意の番号です。 現在は10桁の数字を用いていますが、次期システムにおいては設計時に詳細を決定します。
64	要件定義書_別紙3 機能一覧 (資料2 業務委託設計書4)	-	機能分類 2 検収・未収アプリ 機能ID 2-5-3 料金計算 日割料金計算	故障、初回認定開始の日割入力について記載がありますが、日付、水量等の入力により日量(水量)の算出等を自動的に計算するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
65	要件定義書_別紙3 機能一覧 (資料2 業務委託設計書4)	-	機能分類 4 コールセンター(業務系) 機能ID 4-1-1-1 FAQ FAQ検索 機能ID 4-1-4-2 FAQ(メンテナンス) FAQメンテナンス	機能ID4-1-1-1「FAQ」、4-1-4-2「FAQ(メンテナンス)」に係る移行対象データについて、両機能で共通の1つとして取り扱う認識で相違ないでしょうか。 異なる場合は、No.4のご回答でそれぞれの移行件数をご教示をお願いします。	ご認識のとおりです。
66	要件定義書_別紙3 機能一覧 (資料2 業務委託設計書4)	-	機能分類 4 コールセンター(業務系) 機能ID 4-1-1-1 FAQ FAQ検索 機能ID 4-1-4-2 FAQ(メンテナンス) FAQメンテナンス	機能ID4-1-1-1「FAQ」、4-1-4-2「FAQ(メンテナンス)」に係る移行対象データについて、移行対象に添付ファイル(画像、PDFなど)は含まれるでしょうか。	移行対象に添付ファイル(画像、PDF等)は含みます。
67	要件定義書_別紙3 機能一覧 (資料2 業務委託設計書4)	-	機能分類 4 コールセンター(業務系) 機能ID 4-1-1-2 FAQ 一時入力	本項目記載の「FAQ作成のための情報を登録できること。」については、画像やPDF等の添付ファイルの登録機能も含まれる解釈で相違ないでしょうか。	「要件定義書 別紙3 機能一覧 機能ID 4-1-1-2 一時入力」機能には、画像やPDF等の添付ファイルの登録機能は含みません。 なお、No.78のとおり、「機能ID 4-1-4-2 FAQメンテナンス」機能については、画像やPDF等の添付ファイルの登録機能は含みます。
68	要件定義書_別紙3 機能一覧 (資料2 業務委託設計書4)	-	機能分類 4 コールセンター(業務系) 機能ID 4-1-1-2 FAQ 一時入力	「一時入力」について、一時入力したものを引用してFAQとして登録する機能は必要でしょうか。	一時入力したものを引用してFAQとして登録する機能については、必要となります。
69	要件定義書_別紙3 機能一覧 (資料2 業務委託設計書4)	-	機能分類 4 コールセンター(業務系) 機能ID 4-1-2-2 受付系共通 CTI連携	「引継先のパトライトを点灯すること」について、パトライトは今回の調達範囲外の認識で正しいでしょうか。 参考までに、想定されている引継ぎ先と、パトライト台数をご教示ください。	ご認識のとおりです。 引継先については、次を想定しており、現在、66台を設置しています。 水道局庁舎各課、東部水道センター、東部サテライト、西部水道センター、西部サテライト、南部水道センター、南部サテライト、北部水道センター、北部サテライト、柴島浄水場、庭窪浄水場、豊野浄水場、設備保全センター、水質管理研究センター
70	要件定義書_別紙3 機能一覧 (資料2 業務委託設計書4)	-	機能分類 4 コールセンター(業務系) 機能ID 4-1-2-2 受付系共通 CTI連携	「引継先のパトライトを点灯すること(パトライト以外の視覚や音声による通知可。以下同じ)」の引継ぎ先はコールセンター以外の建屋に対して通知との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

No.	該当資料名	該当ページ	該当場所 (項番・表題)	質問内容	回答案
71	要件定義書_別紙3 機能一覧 (資料2 業務委託設計書4)	-	機能分類 4 コールセンター(業務系) 機能ID 4-1-3-10 受付 お客様検索	「お客さま検索」「受付履歴検索」について、検索結果の一覧を選択することで、受付画面に自動表示する必要はありますか。	ご提案の範疇であると考えます。
72	要件定義書_別紙3 機能一覧 (資料2 業務委託設計書4)	-	機能分類 4 コールセンター(業務系) 機能ID 4-1-3-15 受付 メモ登録引継事項選択	「メモ登録引継事項選択」について、どのような機能でしょうか。引継ぎ先への連絡事項を登録する機能でしょうか。また、4-1-3-14の「メモ欄入力」とは別の機能でしょうか。	「要件定義書 別紙3 機能ID 4-1-3-15 メモ登録引継事項選択」については、引継ぎ先や引継ぎ内容の大分類を選択、備考の入力が可能な機能です。 「要件定義書 別紙3 機能ID 4-1-3-14 メモ欄入力」とは別機能で、「機能ID 4-1-3-14 メモ欄入力」において作成した案件を引継ぐための機能です。
73	要件定義書_別紙3 機能一覧 (資料2 業務委託設計書4)	-	機能分類 4 コールセンター(業務系) 機能ID 4-1-3-16 受付 メモ登録検索	「メモ登録検索」について、任意になっていますが、4-1-3-1では必須になっています。こちらの機能は必須でしょうか。	必須となります。ご指摘を踏まえ、「要件定義書 別紙3 機能一覧」及び「機能一覧(提案書用)」の該当箇所を必須へ修正しました。詳細については、「正誤表」をご確認ください。
74	要件定義書_別紙3 機能一覧 (資料2 業務委託設計書4)	-	機能分類 4 コールセンター(業務系) 機能ID 4-1-3-17 受付 受付(クレジット申込)	「クレジットカード管理番号を検索し、入力できること」とは、申込者の過去の受付履歴を検索、選択し、受付画面に自動表示するというのでしょうか。	「クレジットカード管理番号を検索し、入力できること」とは、申込者のクレジットカード管理番号を住所・調定番号・お客さま名・電話番号等を基に検索し、該当のクレジットカード管理番号を案件に入力することです。
75	要件定義書_別紙3 機能一覧 (資料2 業務委託設計書4)	-	機能分類 4 コールセンター(業務系) 機能ID 4-1-3-17 受付 受付(クレジット申込)	クレジットカードの管理は、管理番号のみでクレジットカード番号等は管理しないでよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
76	要件定義書_別紙3 機能一覧 (資料2 業務委託設計書4)	-	機能分類 4 コールセンター(業務系) 機能ID 4-1-3-21 受付 タスク管理	タスク管理とは、登録された案件に紐づくタスクを管理するもので、案件に紐づかないタスクはない認識でよろしいですか。また、業務フローでは8-4「口座保留」にのみ記載がありますが、その他案件全体で活用する機能の認識で正しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
77	要件定義書_別紙3 機能一覧 (資料2 業務委託設計書4)	-	機能分類 4 コールセンター(業務系) 機能ID 4-1-4-1 FAQ(メンテナンス) 分類メンテナンス	本項目記載の「・FAQの分類(大分類、中分類、小分類など)をメンテナンスできること。」については、CSVファイル等を用いた一括登録・更新機能も含まれる解釈で相違ないでしょうか。	本機能については任意としているため、ご提案の範疇であると考えます。
78	要件定義書_別紙3 機能一覧 (資料2 業務委託設計書4)	-	機能分類 4 コールセンター(業務系) 機能ID 4-1-4-2 FAQ(メンテナンス) FAQメンテナンス	本項目記載の「・FAQ情報を登録できること。」については、画像やPDF等の添付ファイルの登録機能も含まれる解釈で相違ないでしょうか。	ご認識のとおりです。 「要件定義書 別紙3 機能一覧 機能ID 4-1-1-1 FAQ検索」機能の、「主な管理項目又は出力情報」に記載している「関連リンク」については、「機能ID 4-1-4-2 FAQメンテナンス」で登録したリンクが表示される認識です。
79	要件定義書_別紙3 機能一覧 (資料2 業務委託設計書4)	-	機能分類 4 コールセンター(業務系) 機能ID 4-1-4-2 FAQ(メンテナンス) FAQメンテナンス	本項目記載の「FAQ情報をCSVファイルへ一括で出力できること。」については、全件出力に加え、FAQ検索結果についてもCSV出力の対象に含まれる認識で相違ないでしょうか。	本機能については任意としているため、ご提案の範疇であると考えます。

No.	該当資料名	該当ページ	該当場所 (項番・表題)	質問内容	回答案
80	要件定義書_別紙4 帳票一覧 (資料2 業務委託設計書4)	-	機能分類 1-1 水道料金(オンライン) 帳票ID 1-1-166 減免 還付対象者リスト	「還付対象者リスト」の記載がありますが、水道料金のオンライン・バッチ要件に減免に係る記載は、「当該機能の主な管理項目又は出力情報」に「減免情報」の記載があるのみで、減免情報を登録する機能要件がありません。 本件については、凍結された現行システムの情報を表示させるものでしょうか。 新システムで追加・更新の発生する情報である場合、機能要件への追加をお願いいたします。	還付対象者リストは前受料金の還付対象者を想定したものです。記載に誤りがあるため、「要件定義書 別紙4 帳票一覧」の該当箇所を修正しました。 詳細については、「正誤表」をご確認ください。 「当該機能の主な管理項目又は出力情報」の「減免情報」については、現行システムの過去の減免データが移行可能である場合を想定して、記載しているものであり、管理するデータ等については、要件定義書2.1に記載のとおり、設計工程において、受注者の提案を踏まえて、協議の上決定します。 なお、減免制度は廃止されたことに伴い、減免機能については、現在、使用をしておらず、今後も使用する予定はないため、機能要件への追加はしません。
81	-	-	中止精算	中止精算について、業務フローからは料金確定を受けて精算作業を行っているように見受けられます。 新システムでも料金確定後に清算作業が発生するものであり、中止点検を行うための検針・実種アプリへのデータ持ち出しは発生せず、検針・未収アプリへのデータ持ち出しは精算機能のみの認識でよいでしょうか。 事務運用としては気の要件「1-2-1 調定 臨時調定・調定更正」で調定計上を行う際に検針・未収アプリへの持ち出し要否を登録し、持ち出し要のデータのみを持ち出すことを想定しています。 (中止点検の機能はなし)	「要件定義書 別紙2 用語一覧 No.87」に記載のとおり、「お客さまが使用した水量を水道メータの点検により確定する」ことも中止精算業務に含まれます。
82	-	-	各種マスタの管理について	機能要件として、各種マスタの管理画面がありません。 ・端末管理 ・権限管理 ・登録金融機関管理 ・権限付与画面 等について、変更が発生した場合は水道局様にてマスタデータベースを直接更新する予定でしょうか。 または、運用保守作業の一環として含まれるのでしょうか。	各種マスタについては、画面上の管理に限定しませんので、ご提案の範疇であると考えます。 変更が発生した場合は、運用保守作業の一環として含まれます。
83	提案書作成要領	3	3. 紙媒体作成時の留意事項	「正本は袋綴じしたものを1部、副本は袋綴じしていないものを1部作成すること」と記載があります。 正本の袋綴じにつきまして、別添資料も含めて袋綴じとする必要があるのか、あるいは別添資料を含めず袋綴じとするのか、ご教示いただけますでしょうか。	正本の袋綴じについては、別添資料も含めて袋綴じをしてください。
84	提案書作成要領	3	4. 電子媒体作成の留意事項	「媒体表面には入札参加者の商号又は名称及び標題(水道料金システム等の再構築及び運用保守業務委託)と記載すること」と記載があります。 副本用データを記録した媒体の表面にも、入札参加者の商号又は名称を記載してよろしいでしょうか。	副本用データを記録した媒体の表面については、入札参加者の商号又は名称を記載しないでください。